



日本高野連発第16-0075号
平成28年11月30日

都道府県高等学校野球連盟 会長殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿
審判委員各位
加盟校学校長 殿
同野球部責任教師 殿



公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会長 八田英



「平成29年度高校野球用具の使用制限」について

今般、「平成29年度高校野球用具の使用制限」が決定しましたのでお知らせいたします。

昨年からの変更点は、「18. サングラス」の項に“メーカー名はメガネ枠と同色とする”と言う一文を追記しました。ただ、現在使用しているものが突然平成29年度から使用出来なくなる混乱を避けるため2年間は猶予期間とします。

また最近、大会においてカラフルなスポーツメガネを使用してベンチ入りしている指導者・選手が散見されます。スポーツメガネの使用そのものは何ら問題ありませんが、色彩やメーカー名の表示は「18. サングラス」の後段部分に準じた運用としますので都道府県連盟、各加盟校でご指導の程お願い申し上げます。

なお、捕手用・審判用のマスクについては、平成32年度から製品安全協会の「SGマーク」が付けられているものに限ることになる見通しです。(平成29年1月のアマチュア野球規則委員会で正式決定、告知される予定です) 平成31年までは猶予期間とし現行マスクの使用は可能です。「SGマーク」が付いた新マスクは、平成29年1月以降隨時販売されることになっていますのであらかじめお知らせいたします。

以上、高校野球用具の使用制限の主旨を伝達し、周知徹底をお図りいただけますようよろしくお願い申し上げます。

～高校野球用具の使用制限主旨～

1) 必要以上に派手な用具を使用せず高校生らしさを失わないこと

高校生という年代は多感な時期でもあり、ともすれば派手で贅沢な用具を使用してプレイがしたいという気持ちを持つのも想像に難しくありません。

しかし、教育の一環としての高校野球であるという大前提を考えれば、高校生の時代に必要以上にそのような用具を使用することは避けるべきであり、用具はシンプルであることが学生野球のあるべき姿です。

2) 商標に対する規制

高校野球の注目度は年々増しており、特に報道各社は様々なメディアで取り上げます。したがって、その影響力は多大あります。

そのような背景があり、野球規則に抵触しない範囲でメーカー各社は用具に商標やマークなどに工夫を凝らし、商品を販売することも考えられます。

知らぬ間に、選手が広告・宣伝の元となり、利用される傾向があります。

メーカー各社にも、本使用制限の主旨について理解を求めていますが、最も大切なことは我々高校野球に関わる全ての者が商業主義とは一線を画す姿勢を持つことが肝要です。

以上